

事業者の事前規制廃止に関する懸念

2002.10.21

齊藤忠夫

電気通信における規制議論は通信設備が無限に設置できるということを想定している場合が少なくない。しかし現に問題となっているいくつかのケースでは、この想定が成立せず、独占的な状況が生ずる可能性がある。これに対して、ある種の秩序を必要とするように思われる。

1. アンライセンス無線サービス

- 1 - 1 ある種の無線LANを使ったホットスポットサービス、マンション等インターネットアクセスサービスでは事実上、1スポット1社の独占が生ずる。特に公共的な場所での独占サービスをどのように考えるのか。
- 1 - 2 他の無線LANでは複数社の併存もあり得る。この場合には安かろう悪かろうのサービスが、資源を有効に利用しようとするサービスの存在を困難にする。

2. 周波数共用ライセンスサービス

この場合にも1 - 2と類似のことが生ずる。
この解決のためにはサービス約款の整合が求められる。

3. ビル内の競争

オフィスビル等ではテナントはビルで指定されたキャリアを使わざるを得ない状況がある。BLEC分野における競争条件の確保も重要ではないか。

4. 不適切呼を誘発する可能性のある約款の懸念

迷惑電話、ワンギリ電話等について接続事業者が適切に対応することの保証が求められる。特に時間課金しないで機械発信を可能にする約款には懸念がある。